

諮問番号：令和2年度諮問第5号

答申番号：令和2年度答申第10号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

生活保護の開始前の交通事故に起因する休業補償金（以下「本件休業補償金」という。）として、生活保護の開始後の令和元年11月6日に19万8,986円を受領したが、同日までに受給していた保護費の総額は同年10月分及び11月分の14万7,850円であることから、これを上回る19万986円を返還額として決定した原処分（生活保護費返還処分）は、違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

保護の基準に基づき、本件休業補償金の額から8,000円を控除した19万986円を原処分による返還額としており、これは、原処分を行った令和元年12月5日までに請求人に支給された保護費の総額27万360円を上回る返還を求めておらず、原処分は適法かつ正当なものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、一部、保護の処理基準を誤って適用しているものの、裁決において取り消すべき理由となる違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、本件休業補償金を受領した令和元年11月6日までに受給していた保護費の総額が同年10月分及び11月分の14万7,850円であることから、これを上回る返還額を決定した原処分は違法又は不当であると主張している。

しかしながら、本件の事実経過をみると、処分庁は、請求人が保護開始後の令和元年11月6日に受領した本件休業補償金の額から8,000円を控除した額を、法第63条の規定による返還額として決定したものである。そして、原処分が行われた同年12月5日までに請求人へ支給された保護費の総額は同年10月分、11月分及び12月分の27万360円であり、原処分による返還額はこれを上回るものではないから、その限りにおいて、原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 なお、本件休業補償金は、保護開始前に発生した交通事故に起因するもので

あり、その資力の発生時点は事故発生時点となり、請求人は保護開始時において既に本件休業補償金に係る資力を有していたのであるから、収入認定の際に認められる控除等は適用されず、本件休業補償金の額から8,000円を控除した額を返還額とした原処分は、保護の処理基準を誤って適用したものと認められるが、これを正すことは請求人の不利益となることから、このことをもって裁決において原処分を取り消すべき理由とすることはできない。

- 4 以上のとおり、原処分は、裁決において取り消すべき理由となる違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年5月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合に切りあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、法第63条の適用に当たっては、原則としてその資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされており、保護開始時から既に資力を有していた場合には、必要経費等を除き実際の受給額全額が返還の対象となり、収入認定の際に認められる控除等は適用されないものとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、請求人の収入申告に基づき、請求人が保護開始後に受領した本件休業補償金について、その額から8,000円を控除した上で、法第63条の規定による返還額を19万986円とすることを決定し、請求人へ通知したことが認められる。他方、保護が開始された令和元年10月18日から原処分が行われた同年12月5日までに請求人へ支給された保護費の総額は同年10月分、11月分及び12月分の27万360円であることが認められる。そうすると、原処分による返還額（19万986円）はこれ（27万360円）を上回るもので

はないから、本件休業補償金の額から8,000円を控除した額を返還額と決定した原処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子